

規制影響分析書要旨

規制の名称	障害福祉サービスの適切な利用に関する手続の見直し(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	
関係部局・課室	精神・障害保健課、自立支援振興室	
評価実施時期	平成21年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	様々な障害福祉サービスを組み合わせて利用することや、障害者等にとって必要な障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者及び障害児の保護者が支給決定を受ける場合には、指定特定相談支援事業者の作成したサービス利用計画案の提出を求めることとする。	
	(根拠条文)	・障害者自立支援法第22条 等 ・児童福祉法第24条の3 等
想定される代替案	サービス利用計画案の作成について、常に障害者等が自身で作成することとし、市町村や指定特定相談支援事業者は作成に関与しないこととする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	障害者又は障害児の保護者は、原則として、支給決定の申請の際、サービス利用計画案を他の必要書類とあわせて提出することになるが、実際にサービス利用計画案を作成するのは、市町村又は市町村の委託を受けた指定特定相談支援事業者であるため、利用者に対して過度な負担を求めるものではない。	障害者等は、自身で作成したサービス利用計画案を、支給決定の申請の際に提出するという負担が生じるが、現行においても、支給決定を受ける際には、所得の状況を証明する書類等、様々な書類の提出が義務づけられているため、負担が大幅に増大するものではないと考えられる。 ただし、計画を作成するために必要な情報等の収集については、負担となる可能性がある。
(行政費用)	サービス利用計画案に係る給付費を負担する必要がある一方で、事前に事業者による当該障害者の個々の状況に応じた支援計画が示されることから、支給決定に係る行政の負担は減るものと考えられる。	市町村は、支給決定の際に障害者等の作成した計画案を参考として支給決定を行う手続が必要となるが、現行においても、支給決定を行う際には、所得の状況や障害の程度区分等を勘案することとしており、勘案事項が一つ増えるという観点からは、負担が大幅に増大するものではないと考えられる。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案

<p>(国民、障害福祉サービス利用者への便益)</p>	<p>サービス利用の手段として、障害者が抱える課題を分析し、どのようにサービスを組み合わせるべきかを含むサービス利用計画案を参考として、市町村が支給決定を行うことによりサービスの利用者がより適切かつ効果的な障害福祉サービスを利用することが可能となる。</p> <p>また、適切かつ効果的なサービスの利用により、障害者の地域における自立及び社会参加が促進され、活力ある地域社会の実現につながる。</p>	<p>地域にどのような資源があり、どのようなサービスが利用できるか等の情報を障害者自身で収集しなければならず、また、障害の程度や状態について、より専門的な判断が必要な方についても障害者等の判断に基づき計画を作成した場合、適切な障害福祉サービスが提供されない恐れがある。</p>
<p>(指定障害福祉サービス事業者への便益)</p>	<p>サービス利用計画案の作成が支給決定につながることで、当該支援に係る給付費が支給されることから、指定特定相談支援事業者の安定的な経営に資するとともに、質の高いサービス提供を通じて利用者からの信頼の確保につながる。</p>	<p>事業の安定的な経営が困難となり、事業者の提供するサービスの質が低下することから、利用者の信頼を得られない。</p>
<p>分析結果</p>	<p>代替案においては、障害者等に新たな負担が生じる可能性があり、障害者等に必要な障害福祉サービス事業が適切に提供されない恐れが生じるため、新設する本規制の方がより適切な手段であると考えます。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>今般の法改正に当たっては、平成20年4月から平成20年12月まで、社会保障審議会障害者部会において、全19回にわたり検討が行われてきた。</p> <p>また、平成20年3月から平成20年7月まで、障害児支援の見直しに関する検討会において、全11回にわたり検討が行われてきた。</p> <p>これらの審議会等では、障害福祉サービスの関係者や当事者を始め、様々な分野にわたる学識経験者及び利害関係者が参加しており、多様な観点から障害者自立支援法の改正等について御議論いただいたものであると考えている。</p> <p>今般の改正は、この審議会等での意見を反映した報告書をもとにしており、各立場からの意見が十分に反映されていると考えている。</p>	
<p>一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件</p>	<p>改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。</p>	
<p>備考</p>	<p>—</p>	